

ナディアパーク デザインセンタービル
における自動販売機設置に係る名古屋
市有地及び建物の一時貸付

【一般競争入札（郵送入札方式）】

入 札 案 内 書

名 古 屋 市

目次

◇ 入札のあらまし	P 1
◇ 入札説明書.....	P 3
第1 貸付物件.....	P 3
第2 参加者の資格	P 3
第3 自動販売機の設置条件.....	P 6
第4 申込・受付.....	P 7
第5 入札保証金.....	P 8
第6 入札書の提出	P 9
第7 入札金額.....	P 10
第8 入札書	P 10
第9 開札.....	P 11
第10 契約の締結	P 11
第11 貸付料の納付.....	P 11
第12 契約保証金	P 11
第13 先着順貸付け	P 12
第14 販売実績の報告	P 12
第15 問い合わせ先.....	P 13
◇ 共通仕様書.....	P 14
◇ 物件別特記仕様書.....	P 16
◇ 公有財産一時使用契約書.....	P 19
◇ 封筒記載例（入札参加申込書の郵送）	P 28
◇ 入札参加申込書（記載例・申込書）	P 29
◇ 法人役員に関する調書（記載例・調書）	P 33
◇ 封筒記載例（入札書の郵送）	P 35
◇ 入札書（記載例・入札書）	P 38
◇ 委任状（記載例・委任状）	P 40
◇ 公有財産借受申込書（記載例・申込書）	P 42
◇ 販売実績報告書（記載例・報告書）	P 46

入札のあらまし

ナディアパーク デザインセンタービルにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付は、最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方に、名古屋市有地及び建物の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、入札案内書をよくお読みになり現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。また、入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制を確認してください。

「入札のあらまし」は以下のとおりです。

入札案内書の配布 (この案内書)	令和 8年 7月14日(火)から令和 8年 7月31日(金)まで 市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。 (https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1050848.html)
申込・受付	令和 8年 7月14日(火)から令和 8年 7月31日(金) 午後 5時まで 申込先：名古屋市 経済局 産業企画課 ※郵送（書留又は簡易書留郵便に限る）による（期限内必着）
参加資格の 審査結果通知	申込受付後、参加資格の有無について審査し、令和 8年 8月18日 (火) までに入札参加書を発送します。
入札書の提出	入札参加書到達から令和 8年 9月 7日(月) 午後 5時まで 提出先：名古屋市 経済局 産業企画課 ※郵送（書留又は簡易書留郵便に限る）による（期限内必着）
開札及び落札者の決定	令和 8年 9月 8日(火) 午前10時 名古屋市役所 本庁舎6階 経済局会議室 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格 （月額）の入札をした者を落札者とし、貸付決定通知書により通知 します。

(次ページへ)

契約の締結	令和 8年 9月17日(木)（契約締結期限） 当初の貸付期間は令和 8年10月 1日から令和 9年 9月30日までとし、原則当初の条件を変更しないことを前提として、令和13年 9月30日まで最長 1年を単位として契約の更新をすることができます。更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。
--------------	--

契約保証金及び貸付料の納付	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
----------------------	---



自動販売機の設置	設置工事は、契約期間内に行ってください。令和 8年10月 1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。
-----------------	--

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第 1 貸付物件

物件番号	種類	施設名称及び所在地	設置場所	設置台数	設置可能範囲	予定価格 (最低貸付月額)
産-1	清涼飲料水	ナディアパーク デザインセンタービル (名古屋市中区栄三丁目18番1号)	デザインセンタービル 6階 フロア内	1台	3.0㎡ (幅3m×奥行1.0m) ゴミ箱スペース含む	900円

- 1 自動販売機を設置する施設及び所在地等
- 2 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- 3 現地説明会は行いません。入札参加希望の方は必ずご自分で現地確認を行ってください。

第2 参加者の資格

- 1 次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。
 - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項各号に規定する者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年（自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後に、正当な理由なく契約をしなかった方については3か月）を経過しない方（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている方を除く。）
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れている方（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた方を除く。）

(5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある方

(6) 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている方

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。（詳しくは「第4 申込・受付」を参照ください。）情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には、一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 238条の 4第 2項第 4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成 3年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約は令和 8年10月 1日から令和 9年 9月30日までとし、以後令和 9年10月 1日から起算して 4年を限度に 1年を単位として更新できます（最大令和13年 9月30日まで）。
- (2) 更新は 1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度 3月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。市の施設から電気を供給する物件は、各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに名古屋市の指定する方法で全額納付してください。

5 設置機器の仕様

別紙仕様書をご参照ください。

6 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、名古屋市の指示に従うこと。
- (4) その他契約書及び仕様書の事項を遵守すること。

7 維持管理

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- (2) 自動販売機に併設して、販売する容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (6) 名古屋市が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

第4 申込・受付

- 1 本入札に参加しようとする方（以下「入札希望者」という。）は、資格審査を受けていただく必要があります。郵送（書留又は簡易書留郵便に限る。）により、資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

申込期間	令和 8年 7月14日(火)から令和 8年 7月31日(金) 午後 5時まで
提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市 経済局 産業企画課 あて (注) 封筒（表）に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	入札案内書に書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (1) 〈個人・法人いずれも〉入札参加申込書 1通 (2) 〈個人の場合〉住民票の写し 1通 〈法人の場合〉現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後 3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) 〈法人のみ〉法人役員に関する調書 (4) 〈個人・法人いずれも〉入札公告の日から過去3年以内に、自らが管

	理・運営する自動販売機（入札物件と同種のもの）を設置した実績を有する場合は、それを証明するもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との賃貸契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写しを提出してください。） ※連名で入札に参加された場合は、連名者全員の実績が必要です。 (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長 3 号（12 c m×23.5 c m）封筒
注意事項	(1) 書留又は簡易書留郵便により提出してください。 封筒（表）に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。 (2) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。 (3) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。
結果通知	申込受付後、参加資格の有無について審査をし、令和 8年 8月18日(火)までに入札参加書を発送します。

第5 入札保証金

- 1 入札保証金は、入札するにあたって、あらかじめ指定した金額を入札前に納めていただくものです。
入札保証金額は、2,700円（最低貸付金額の 3ヶ月分に相当する額）です。
- 2 入札保証金の納付が必要な方には、入札保証金納付書をお送りしますので、入札前に納付してください。
- 3 入札保証金の納付後、入札保証金保管証書をお渡しします。入札保証金の還付請求をされる際に必要となりますので、必ず保管してください。
- 4 自ら管理・運営する自動販売機（入札物件と同種のもの）を設置した実績を証明する書類を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、納付を免除されます。
- 5 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。
- 6 入札保証金には利息を付けません。

第6 入札書の提出

入札方法	書留又は簡易書留郵便による郵送により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の手換え、引換え、撤回はできません。
提出期間	入札参加書到達から令和 8年 9月 7日(月) 午後 5時まで ※上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
必要書類等	(1) 入札書 入札案内書に書式と記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。詳しくは「第8 入札書」をご参照ください。 入札金額を記載した入札書を 1通郵送してください。 (2) 入札参加書の写し (3) 入札保証金領収書の写し（入札保証金の納付が必要な方のみ） (4) 委任状（代理人が入札する場合のみ） 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。入札案内書の40ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 代理人は、同じ物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を依頼することはできません。 二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒には入札者名、住所又は所在地、入札件名、物件番号及び開札日を記載してください。 入札書を入れ封印した中封筒を、入札参加書の写し、入札保証金領収書の写し（入札保証金を納付した場合）及び委任状（代理人が入札する場合のみ）とともに外封筒に入れてください。 外封筒表側には「入札書在中」と朱書きするとともに、外封筒裏側又は外封筒表側左下部に入札者名を記入し、書留又は簡易書留郵便により送付してください。入札案内書の34～36ページに記載例があります。 (注) 書留又は簡易書留郵便での送付によらない入札、二重封筒での送付によらない入札、中封筒に入札者名、住所又は所在地、入札件名、物件番号及び開札日の記入がない入札は無効となります。

提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市 経済局 産業企画課 あて ※ 封筒（表）に「入札書在中」と朱書きしてください。34ページに記載例があります。
注意事項	談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

第7 入札金額

入札金額は、**貸付料の月額**を表示してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方が落札候補者となります。最低貸付価格（月額）は、900円です。

第8 入札書

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書38ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル、温度変化により筆跡の消えるボールペンは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。なお、入札しない物件の欄には何も記入しないでください。
- 5 入札する物件にチェックを入れてください。
- 6 入札者は、その郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 7 代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 8 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (2) 入札参加資格のない方のした入札
 - (3) 入札保証金を納付する場合で、所要の入札保証金が納付されていない入札
 - (4) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - (5) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (6) 記入事項を判読できない入札
 - (7) 記入すべき事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (8) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (9) 同一物件につき同一の名をもってした 2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - (10) 委任状を提出していない代理人の入札

- (11) 入札書が期限内に到達しなかった入札
- (12) その他入札の条件に違反した入札

第9 開札

日時・会場	令和 8年 9月 8日（火） 午前10時 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所 本庁舎6階 経済局会議室
-------	--

- 1 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。開札会場へ入場する際は、入札参加書及び委任状の写し（代理人の入札の場合）をご持参ください。
- 2 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格以上で最高価格の入札をした方を落札者とし、貸付決定通知書により通知します。
- 3 最高価格の入札者が複数あるときは、開札終了後、入札者にくじを引いていただき、落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代わりにくじを引きます。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。
- 4 入札結果については、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。

第10 契約の締結

- 1 落札者には経済局産業企画課から貸付決定通知書等の契約関係書類を送付します。
- 2 契約締結期限は**令和 8年 9月17日（木）**です。それまでに貸付契約を締結しないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

第11 貸付料の納付

貸付料は公有財産一時使用契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

第12 契約保証金

- 1 貸付契約締結日に契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。

- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の 6か月分とします。
- 3 契約保証金は、公有財産の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利息を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第13 先着順貸付け

- 1 落札のなかった場合は、原則として、次表のとおり先着順貸付けを実施します。
- 2 先着順貸付けを実施する場合は、開札終了後、市公式ウェブサイト公表します。
- 3 契約期間の開始日は、令和 8年10月 1日以降となります。先着順貸付けにより契約する場合は、契約日から令和 9年 9月30日までとし、以後令和 9年10月 1日から起算して 4 年を限度に 1年を単位として更新できます(最大令和13年 9月30日まで)。

受付期間	令和 8年 9月 9日(水) から 令和 8年 9月24日(木) まで 午前 9時から午後 5時まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く)
提出先	名古屋市 経済局 産業企画課 ※ 郵送、電話、ファックスによる提出はできません。
必要書類等	(1) 公有財産借受申込書 市公式ウェブサイトからダウンロードできます。事務担当者票も提出してください。 (2) <個人の場合> 住民票の写し <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 どちらも発行後 3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの (3) <法人のみ> 法人役員に関する調書 入札案内書33ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
注意事項	(1) 受付開始時間の午前 9時までに、又はそれ以降、受付場所に、同時に複数の方の申込みがあったときは、抽選とします。 (2) 先着順のためすでに貸付契約済みの場合がありますのでご了承ください。

第14 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、「販売実績報告書」(46ページ)により、半期ごとに名古屋市に報告していただきます。

第15 問い合わせ先

入札担当課	名古屋市 経済局 産業企画課 TEL 052-972-2412 FAX 052-972-4136
質問事項の 受付について	(1) 受付期間 令和 8年 7月14日（火）から令和 8年 7月23日（木）午後 5時まで (2) 受付方法 質問書（任意様式）に質問事項、部署名、担当者名、電話番号、 電子メールアドレスを記載し、電子メールにより送付して下さい。 （送付先アドレス a2412@keizai.city.nagoya.lg.jp） (3) 回答 全ての質問への回答をまとめた回答書を名古屋市公式ウェブサイトへ掲載します。 https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1050848.html ※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切 お答えできません。

共通仕様書(清涼飲料水)

名古屋市を甲とし、公有財産借受人(自動販売機設置事業者)を乙とする。なお、この仕様書(共通)のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約800kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できる機種とすること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、乙の負担とする。なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、甲の確認を受けること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 電気料金を計測するための子メーターを、乙の負担により設置すること。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。なお、回収ボックス面積は貸付面積に含めるものとする。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の乙の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任と負担のもとに原状回復を行い、甲の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水とし、酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書によるほか、甲との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 甲は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、乙の責任により維持管理するものとする。
- (2) 乙は商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 光熱水費については、乙の負担とし、甲が指定する期限までに全額納入すること。なお電気料金については、乙が設置した子メーターの指示値により計算した使用量に電気料金単

価(税込)を乗じて積算した額とする。

- (4) 乙は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。
販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (5) 乙は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 乙は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- (9) 乙は、機種の変更を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。
- (10) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。

4 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 乙が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

5 その他

- (1) 乙は甲に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 電子マネーによる決済については、名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカ電子マネーに対応するよう努めることとする。電子マネー対応に伴う諸費用等はすべて乙の負担とする。
- (3) 乙は、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、甲が別に定める様式により報告すること。なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (4) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲と乙で協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書（物件番号：産-1）

1 自動販売機設置場所及び台数

(1) 施設名称

ナディアパーク デザインセンタービル

<所在地>

名古屋市中区栄三丁目18番1号

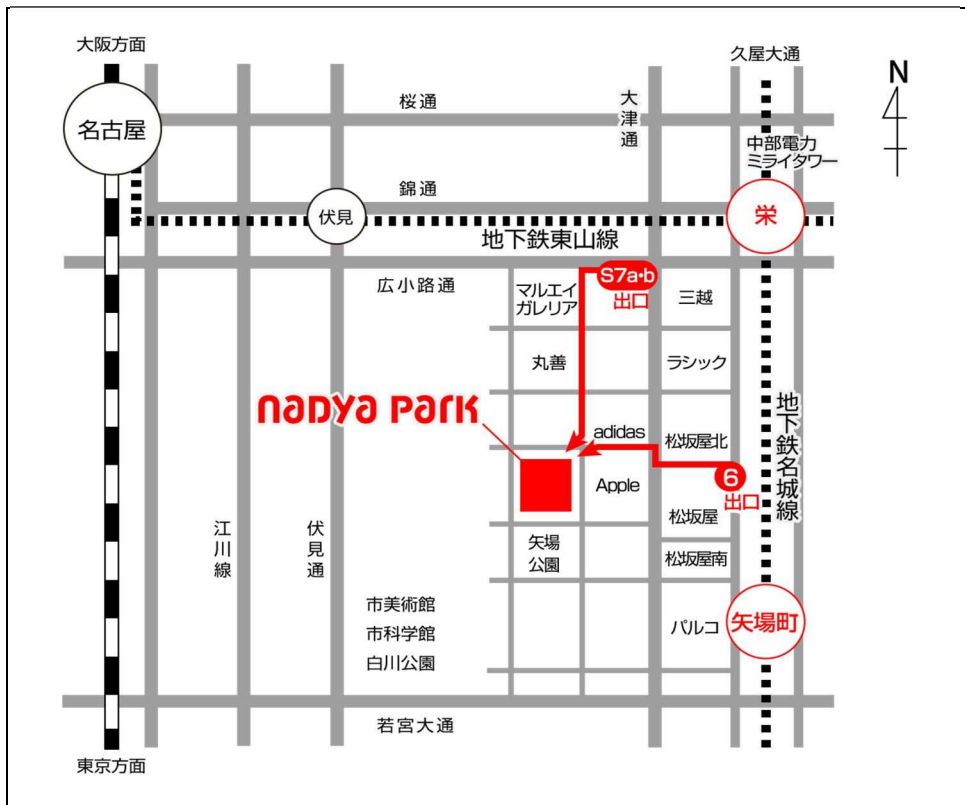
(2) 設置場所・設置可能面積・台数

物件番号	種類	設置場所	設置台数	設置可能面積
産-1	清涼 飲料水	デザインセンタービル 6階フロア内	1台	3.0㎡ (幅3m×奥行1m) ※ゴミ箱スペース含む

※詳細は<設置箇所詳細図>を参照ください。

※電源については、既に自動販売機設置予定場所付近にコンセントが設置してありますので、設置事業者において電気工事を負担していただく必要はありません。

<現地案内図>



<設置箇所詳細図>

別紙のとおり

2 特記仕様

- (1) 今回は自動販売機の新設になります。設置は賃貸人と協議のうえ、契約締結日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和8年10月1日以降の日となった場合においても、公有財産借受人(自動販売機設置事業者)は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。
- (2) 電気料金を計測するための子メーターについては、確認のしやすい場所に設置することとします。

3 現地確認可能時間

午前10時00分から午後5時00分(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日を除く)
(設置場所は廊下のため事前連絡等は必要ありません。)

4 契約担当課

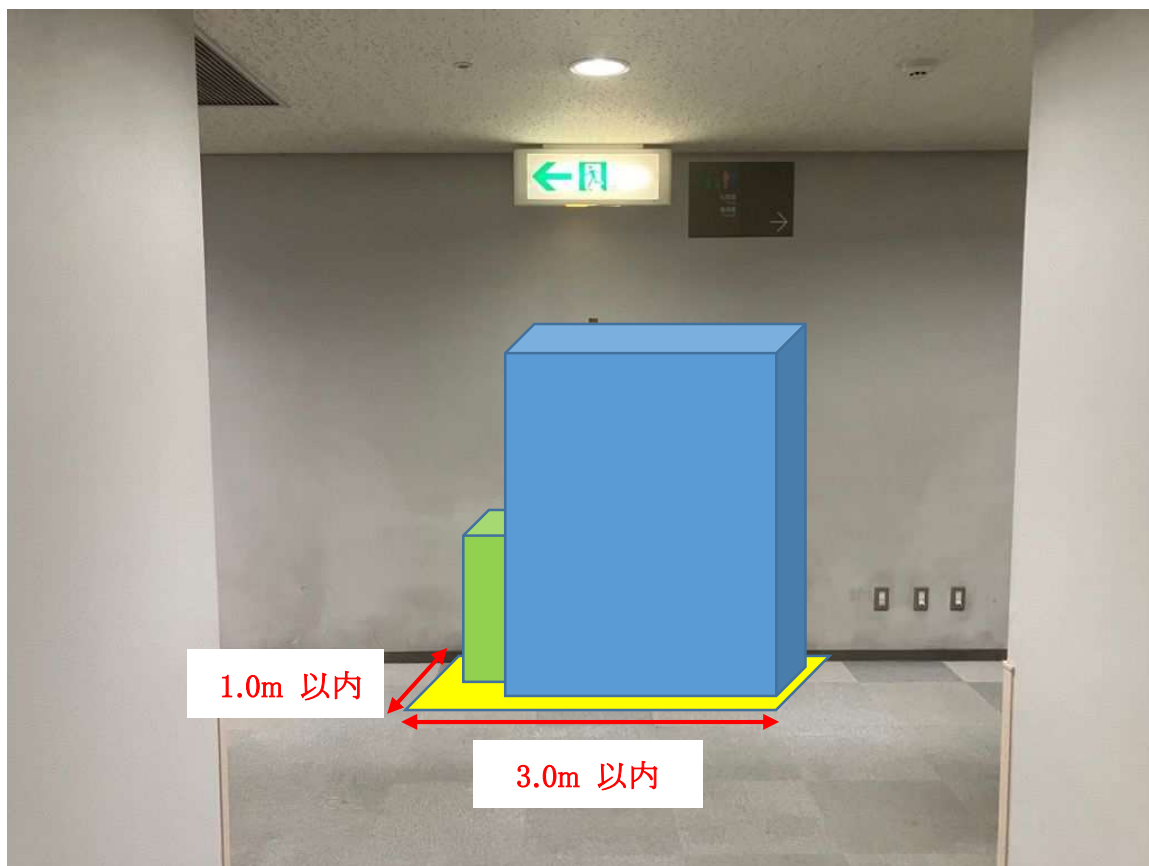
経済局 産業企画課 (電話 052-972-2412)

5 参考

- (1) 当該施設 6F の勤務者数 23 名 (令和 8 年 4 月現在)
- (2) 6F の施設名
 - ・名古屋市市民活動推進センター
 - ・名古屋産業振興公社 (国際デザインセンター)
 - ※ セミナールーム 1～3 は、廃止しました。
- (3) 市民活動推進センターの利用者数 53,844 名 (令和 6 年度実績)
51,778 名 (令和 7 年度実績 (速報値))

(別紙) デザインセンタービル (物件番号：産-1) 設置場所詳細図

6F



自動販売機とゴミ箱をいれて3.0㎡以内としてください。

公有財産一時使用契約書

貸付人名古屋市（以下「貸付人」という。）と借受人_____（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 40 条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第 2 条 一時使用物件は、次のとおりとする。

物件番号	所在地	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
産-1	名古屋市中区 栄三丁目 18 番 1 号	デザインセン タービル	6階 フロア内	〇〇㎡ (幅〇m× 奥行△m)	1台

（指定用途）

第 3 条 借受人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2 借受人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

3 借受人は、一時使用物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利用する用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

（一時使用期間）

第 4 条 一時使用期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までとする。

2 借受人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 9 年 10 月 1 日から 4 年を限度（最大令和 13 年 9 月 30 日まで）に、1 年を単位として契約の更新を申請できる。

- 3 前項に定める借受人の申請は、各年 3 月末日（契約満了 6 か月前）までに貸付人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

（貸付料）

第 5 条 貸付料は、総額 金「落札金額」×12か月 円（月額 金「落札金額」円）とする。

- 2 借受人は、前項に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年 度	期 間	支払時期
令和8年度	令和8年10月～令和9年3月分	納付書記載日
令和9年度	令和9年4月～令和9年10月分	令和9年4月末日

（第 4 条第 2 項の定めにより契約更新された場合の支払時期）

年 度	期 間	支払時期
令和9年度	令和9年10月～令和10年3月分	令和9年10月末日
令和10年度	令和10年4月～令和10年9月分	令和10年4月末日
	令和10年10月～令和11年3月分	令和10年10月末日
令和11年度	令和11年4月～令和11年9月分	令和11年4月末日
	令和11年10月～令和12年3月分	令和11年10月末日
令和12年度	令和12年4月～令和12年9月分	令和12年4月末日
	令和12年10月～令和13年3月分	令和12年10月末日
令和13年度	令和13年4月～令和13年9月分	令和13年4月末日

- 3 前項の貸付料は、日数が 1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

（電気料金の支払い）

第 6 条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に消費電力を計る子メーターを設置するものとする。

- 2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、施設管理者から借受人に請求書を送付するものとする。

- 3 借受人は、前項の請求書が定める日までに、施設管理者に対して電気料金を支払わなければならない。

（延滞金）

第 7 条 借受人は、第 5 条第 2 項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号。以下「契約規則」という。）第33条第 1 項に定める率

により算定した延滞金を貸付人に支払わなければならない。ただし、契約規則第33条第 1項に定める割合が改正された場合は、改正後の割合を適用するものとする。

(充当の順序)

第 8 条 借受人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(財務調査等)

第 9 条 貸付人は、貸付期間中いつでも、借受人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

2 借受人が、第 5条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、貸付人は借受人に対し、借受人に関する資産状況の調査を求めることができる。

3 借受人は、前 2項に定める貸付人の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。

4 貸付人は、第 1項及び第 2項により知りえた情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。

5 第 2項の場合において、借受人は、貸付人が、本契約と同種の契約を借受人との間で締結している国又は地方公共団体と、借受人の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

(契約保証金)

第10条 借受人は、貸付人に対して契約保証金として金_____円（貸付月額 6か月分）を、貸付人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、貸付人は契約規則第31条の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2 前項に定める契約保証金については、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第 1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。

6 貸付人は、本件契約が終了し、借受人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発

生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。

- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第11条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対して届けなければならない。

- (1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 借受人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 一時使用物件が滅失し、又は損傷したとき

(契約不適合責任)

第12条 借受人は、本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求又は損害賠償等の請求をすることができない。

(指定期日)

第13条 借受人は、一時使用物件を、貸付人が定める日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

- 2 借受人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 借受人は、貸付人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第15条 借受人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の規定により支出する費用は、すべて借受人の負担とし、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 借受人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、

又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

- 4 借受人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

（調査協力義務）

第16条 貸付人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

- 2 借受人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を貸付人へ提出しなければならない。

（違約金）

第17条 借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）
- (2) 第13条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）
- (3) 第14条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額。）
- (4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）

- 2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第18条 貸付人は、次の各号の一に該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 借受人が、第3条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。

- (3) 借受人が、第 5 条第 2 項に定める貸付料の支払いを 2 か月以上怠ったとき。
- (4) 借受人が、第 13 条第 2 項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第 1 項に定める指定期日までに一時使用物件を第 3 条第 1 項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 借受人が、第 14 条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 借受人が、第 15 条第 1 項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 借受人が、第 15 条第 3 項の定めに違反したとき。
- (8) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(期間内解約)

第 19 条 借受人は、第 4 条に定める一時使用期間中に、貸付人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、借受人の解除申し入れ後 2 か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（1 か月を超える又は 1 か月に満たない端数については 1 か月を 30 日とする日割り計算により算定する。）について、貸付人はこれを借受人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に一時使用の存続期間が

2 か月未満のときは、一時使用期間の満了をもって終了するものとし、この場合既納の賃貸料について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

- 2 借受人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の 2 か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

(契約の失効)

第 20 条 天災地変その他貸付人借受人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

- 2 前項により本件契約が失効した場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復)

第 21 条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、借受人は自己の費用をもって工作物その他借受人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 借受人は、前項の定めにより一時使用物件を貸付人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（貸付料の清算）

第22条 本件契約が貸付期間の途中で解約された場合において、その原因が第18条第1号によるときその他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

（損害賠償）

第23条 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第24条 借受人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

（契約の費用）

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

（疑義の決定）

第26条 本契約に関し疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第27条 貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎 印

借受人



入札参加申込書の郵送

(表面)

4 6 0-8 5 0 8	
切手	
入札参加申込書在中	名古屋市経済局 産業企画課 行
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

必ず朱書きしてください。

- ※ 書留または簡易書留により郵送してください。
- ※ 受付期間内に必着するように郵送してください。

入札参加申込書

記載例

令和8年〇月〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

(申込者) 住所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
氏名 **ナゴヤ タロウ**
名古屋 太郎

法人の場合

(申込者) 住所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
氏名 **名古屋 株式会社**
ナゴヤ イチロウ
代表取締役 名古屋 一郎

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
座-1	清涼飲料水	ナディアパーク	デザインセンタービル 6階フロア内

2 入札参加書送付先

住所 〒〇〇〇—〇〇〇〇 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**

氏名 **名古屋株式会社 営業部 甲野 乙郎** ☎ **000-123-4567**

上記以外の☎ **090-1234-5678**

- ① この申込書は、令和8年7月14日（火）から令和7年7月31日（金）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市 経済局 産業企画課まで書留又は簡易書留により郵送（期限内必着）してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。
- ⑤ 誓約事項（別紙）を裏面に印刷してください。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売却、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

(様式 2)

入 札 参 加 申 込 書

年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
産-1	清涼飲料水	ナディアパーク	デザインセンタービル 6 階フロア内

2 入札参加書送付先

住所 〒

氏名



上記以外の ☎

備 考

- ① この申込書は、令和 8 年 7 月 14 日（火）から令和 8 年 7 月 31 日（金）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市 経済局 産業企画課まで書留又は簡易書留により郵送（期限内必着）してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。
- ⑤ 誓約事項（別紙）を裏面に印刷してください。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・(S)・H・R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・(S)・H・R 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・(S)・H・R 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・(S)・H・R 40・5・12	男	名古屋市中区吹上二丁目6番3号
	()	T・S・H・R ・		代表役員については、法人登記簿に記載の代表者住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

入札書の郵送 外封筒

(表面)

4 6 0-8 5 0 8	
切手	名古屋市経済局 産業企画課 行
デザインセンターにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物 の一時貸付 (令和八年九月八日開札) 入札書在中	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

必ず朱書き
してください。

- ※ 書留または簡易書留による郵送以外は無効となります。
- ※ 裏面又は表面左下部に入札者名を記載してください。

入 札 書 を 封 入 す る 中 封 筒

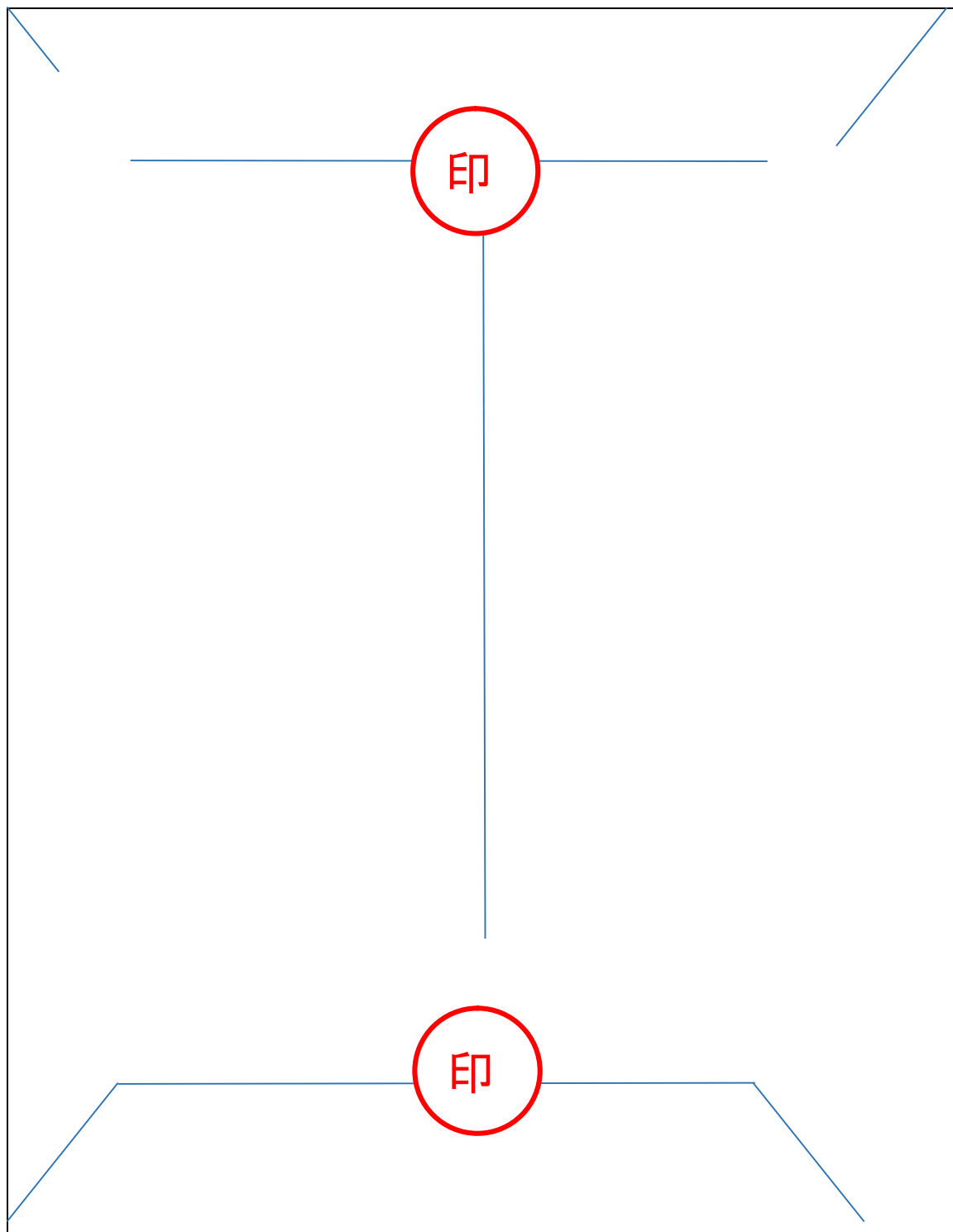
（ 表 面 ）

（入札者名）	名古屋株式会社	代表取締役	名古屋一郎
（所在地）	名古屋市中区三の丸三丁目一番一号		
（入札件名）	ナディアパークデザインセンタービルに おける自動販売機設置に係る名古屋市有地 及び建物の一時貸付		
（物件番号）	産Ⅰ-1		
（開札日）	令和八年九月八日開札		

※ 横書きによる記入でも構いません。

入札書を封入する中封筒

(裏面)



※ 糊付けし、封印してください。

入札書

<連名で入札する場合>

全員の所在地・商号又は名称・代表者名（氏名）の記入が必要

令和 8 年〇月〇〇日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

個人の場合

住所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 太郎(フリガナ)
氏名

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 株式会社
代表取締役 名古屋 一郎

自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件 番号	施設名称	設置場所	金額（月額の貸付価格）							
			百 万	十 万	万	千	百	拾	壺	(位)
産-1	ナディアパーク	デザインセンタービル 6階フロア内		¥	〇	〇	〇	〇	〇	円

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

入 札 書

年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

住 所

(フリガナ)
氏 名

自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件 番号	施設名称	設置場所	金額（月額の貸付価格）							
			百 万	十 万	万	千	百	拾	壺	(位)
産-1	ナディアパーク	デザインセンタービル 6階フロア内		¥	○	○	○	○	○	円

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

委任状

私は都合により **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 愛知 次郎** を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

令和 8年 7月14日公告のナディアパーク デザインセンタービルにおける自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限

委任する物件番号	産-1
----------	-----

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 8年 〇月〇〇日

委任者 (所在地) **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
 (商号又は名称) **名古屋株式会社**
 (代表者 役職・氏名) **代表取締役 名古屋 一郎**

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所) **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号**
 (氏 名) **愛知 次郎**

(あて先) 名古屋市長

委任状保管	取扱	
経済局 産業労働部 産業企画課	責任者	

委 任 状

私は都合により、を以って代理人と定め、
下記の権限を委任します。

委 任 事 項

令和 8年 7月14日公告のナディアパーク デザインセンタービルにおける自動販売機
設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限

委任する物件番号	産-1
----------	-----

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

年 月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
(氏 名)

(あて先) 名古屋市長

委任状保管	取扱	
経済局 産業労働部 産業企画課	責任者	

公有財産借受申込書	
令和8年〇月〇〇日	
(あて先)名古屋市長	
申込者 住所	個人の場合 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 ナゴヤ タロウ 名古屋 太郎
フリガナ氏名	法人の場合 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋 株式会社 ナゴヤ イチロウ 代表取締役 名古屋 一郎
裏面記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。	
物件番号	産-1
使用目的及び用途	自動販売機の設置
種類	清涼飲料水 ・ 氷菓 ・ 証明写真 ・ たばこ ・ その他 ()
施設名称	ナディアパーク デザインセンタービル
設置場所	6階フロア内
設置台数	1 台
借受期間	令和8年10月1日から令和9年9月30日まで
書類送付先	(住所) 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 (名前) 名古屋株式会社 営業部 甲野 乙郎 電話 000 (123) 4567
その他参考となる事項	

注 貸付けにより暴力団を利用することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

公有財産借受申込書	
年 月 日 (あて先)名古屋市 長 申込者 住 所 氏 名 (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) 裏面記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。	
物 件 番 号	産-1
使用目的及び用途	自動販売機の設置
種 類	清涼飲料水 ・ 氷菓 ・ 証明写真 ・ たばこ ・ その他 ()
施 設 名 称	ナディアパーク デザインセンタービル
設 置 場 所	6階フロア内
設 置 台 数	1 台
借 受 期 間	令和8年10月1日から令和9年9月30日まで
書 類 送 付 先	(住所) (名前) 電話 ()
その他参考となる事項	

注 貸付けにより暴力団を利することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(裏面)

誓 約 事 項
申込みにあたり、次の事項を誓約します。 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。 (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者 (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者 (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者 (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者 (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者 (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

販売実績報告書

令和9年〇月〇〇日

(あて先)

名古屋市 市長

令和8年度

契約者	会社名	名古屋株式会社					
	役職・氏名	代表取締役 名古屋 一郎					
	連絡先	担当者	営業一課 愛知次郎				
		電話番号	(052) 9721-△△△△				
物件番号	産-1	施設名称	ナディアパーク デザインセンタービル				
種類	清涼飲料水	設置場所	6階フロア内				
契約日	令和8年〇〇月〇〇日					設置台数	1台
契約期間	令和8年10月1日～令和9年3月31日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4月				10月	〇〇本	△△円	
5月				11月	〇〇本	△△円	
6月				12月	〇〇本	△△円	
7月				1月	〇〇本	△△円	
8月				2月	〇〇本	△△円	
9月				3月	〇〇本	△△円	
上半期計				下半期計	〇〇本	△△円	
年度合計	〇〇本	△△円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市 経済局 産業労働部 産業企画課
 所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 電話：052-972-2412 FAX：052-972-4136
 E-mail：a2412@keizai.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援ベンダー など）を記入してください。

販 売 実 績 報 告 書

年 月 日

(あて先)

名 古 屋 市 長

年度

契 約 者	会 社 名							
	役職・氏名							
	連 絡 先	担 当 者						
			電 話 番 号					
物 件 番 号	産-1		施 設 名 称	ナディアパーク デザインセンタービル				
種 類	清涼飲料水		設 置 場 所					
契 約 日	年 月 日					設置台数	1 台	
契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日							
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	
4 月		円		10月		円		
5 月		円		11月		円		
6 月		円		12月		円		
7 月		円		1 月		円		
8 月		円		2 月		円		
9 月		円		3 月		円		
上半期 計		円		下半期 計		円		
年度 合計		円		(特記仕様等)				

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市 経済局 産業労働部 産業企画課
所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話：052-972-2412 FAX：052-972-2412
E-mail：a2412@keizai.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援ベンダー など）を記入してください。

お問い合わせは

貸付物件の 現地確認について	名古屋市 経済局 産業労働部 産業企画課 TEL 052-972-2412 FAX 052-972-4136
質問事項の 受付について	(1) 質問期限 令和 8年 7月23日（木）午後 5時00分 (2) 受付方法 質問書（任意様式）に以下の事項を記載し、電子メールにより送付して下さい。 （送付先アドレス a2412@keizai.city.nagoya.lg.jp） ア 質問事項 イ 部署名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス (3) 回答 全ての質問への回答書を名古屋市公式ウェブサイト (https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1050848.html) へ掲載します。 ※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため 一切お答えできません。

市公式ウェブサイトから入札案内書、各種様式データをダウンロードすることができます。

＜名古屋市公式ウェブサイト＞

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1050848.html>